

制 定 平成 13 年 4 月 1 日
最終改正 平成 23 年 6 月 1 日

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱運用要領

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）については、下記により運用するものとする。

記

（サポート資金）

第 1 要綱第 17 第 1 項第 3 号に規定する「別に定める第 8 第 1 項第 1 号イ(ア)に該当することを証明する書類」とは、様式第 1 のとおりとし、当該書類の下欄に次のように記載して証明を行うこと。

「平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

なお、本証明が融資の実行を保証するものではありません。

証明者（取扱金融機関名及び店長の氏名） ㊟」

2 (1) 倒産事業者の認定

ア 要綱第 8 第 1 項第 1 号イ(イ)の規定に基づき認定する倒産事業者は、負債金額（金融機関からの借入額を除く。）がおおむね 1,000 万円以上あり、かつ県内の関連中小企業者の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ただし、上記以外の倒産事業者であっても当該事業者の倒産が地域経済に著しい影響を及ぼすものと認められる場合には、弾力的に運用するものとする。

イ 認定の有効期間は、認定の日から 1 年とする。

(2) 認定手続

ア 倒産事業者の認定は、主として㈱帝国データバンク名古屋支店発行の「帝国ニュース」に基づき、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）が行うこと。

ただし、「帝国ニュース」以外のもの（例えば新聞情報等）により確認できる場合は、その事実により認定すること。

イ 「帝国ニュース」は、通常倒産事業者の負債総額（金融機関からの借入額を含む。）を掲げているので、具体的に認定するに当たっては、負債総額が 1,000 万円以上の倒産事業者を前項に該当する倒産事業者とみなして認定を行うこと。

(3) 取引額の意味

要綱第 8 第 1 項第 1 号イ(イ)に規定する「取引額」とは、売上高（役務の提供による営業収益を含む。）又は、商品仕入高のいずれかとし、原則として最近における 6 か月間又は 12 か月間の実績によるものとする。

(4) 債権額を証明する書類

要綱第 17 第 1 項第 3 号に規定する「別に定める第 8 第 1 項第 1 号イ(イ)に該当することを証明する書類」とは、様式第 2 のとおりとし、当該書類の下欄に次のように記載して証明を行うこと。

「平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

なお、本証明が融資の実行を保証するものではありません。

証明者（取扱金融機関名及び店長の氏名） ㊤」

(5) 報告又は通知

協会は、毎月の認定した倒産事業者を翌月 5 日までに様式第 3 により県に報告するとともに、様式第 4 により、取扱金融機関に通知すること。

- 3 要綱第 17 第 1 項第 4 号に規定する「別に定める第 8 第 1 項第 1 号ウ(ア)に該当することを証明する書類」とは、様式第 5 のとおりとし、「別に定める第 8 第 1 項第 1 号ウ(イ)に該当することを証明する書類」とは、様式第 5 の 2 のとおりとし、別に定める第 8 第 1 項第 1 号ウ(ウ)に該当することを証明する書類」とは、様式第 5 の 3 のとおりとし、当該書類の下欄に次のように記載して証明を行うこと。

「平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

なお、本証明が融資の実行を保証するものではありません。

証明者（取扱金融機関名及び店長の氏名） ㊤」

4 セーフティネット保証（5号）にかかる期中支援

中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号に定める特定中小企業者が、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が 1,250 万円以下であるとき又は保証期間が 1 年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を協会へ提出するものとする。

（パワーアップ資金）

第 2 企業力強化（貿易振興）

要綱第 9 第 2 項第 1 号アに規定する「輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行うために必要な運転資金」とは次のいずれかに該当するものであること。

(1) 輸出資金

ア 輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が輸出品の集荷に必要とする資金

イ 輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が外国から注文を受け、又は貿易商社から注文を受けた輸出品の製造若しくは加工に必要とする資金

ウ 輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が見込生産をするために必要とする資金

(2) 輸入資金

ア 信用状開設の際必要とする資金

イ 輸入担保荷物の貸渡しに必要とする保証金

ウ 一覧払輸入手形の決済資金

エ ユーザンス手形の決済資金

オ 輸入荷物代金決済に必要とする資金（送金ベース含む。）

カ 製造業者が卸売業者を通じて原材料を輸入するために必要とする資金

2 企業力強化（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）

要綱第 9 第 1 項第 1 号ア(ウ)については、次のとおりとする。

- (1) 「別に定める新技術の導入・研究開発」とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 申込み企業にとって新しい技術の導入又は研究開発であること。

イ 申込み企業にとって新しい製品の研究開発であること。

(2) 別に定める「先端技術設備の導入」とは、別表第1に掲げる先端技術設備の導入であって、当該設備の設置に必要な設備資金であること。

3 企業力強化（事業転換）

要綱第9第1項第1号ア(エ)に定める「事業転換」とは、次の要件に該当する場合をいうものとする。

(1) 現に行っている事業の3分の1以上を廃止し、かつ、転換後の事業が全事業の主力になること。この場合、事業のウエイトの算定は、原則として製品の生産額又は売上額によって行うこと。ただし、やむを得ないときは当該事業の用に供する主要設備の帳簿価格によって行うこと。

(2) 日本標準産業分類の細(4ケタ)分類で同一の分類に属するなど通常同一の業種とみられる業種に属する事業に転換する場合にあっては、前1号のほか、製品が従来の製品に対して、生産の加工度の向上、付加価値の増加等により著しく高級であると認められるものであり、かつ、原材料又は生産加工技術及び用途若しくは販路又は機能若しくは性能を異にするものであること。

(3) 事業転換が原則として5年以内に完了するものであること。

4 企業力強化（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）

要綱第9第2項第1号キ(ア)に規定する「別に定めるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のために必要な設備資金及び運転資金」とは、次に定めるものとする。

(1) 従業員の養育する子を対象として、事業所内又は近隣に保育施設を設置（改築・改修・補修を含む）及び運営する場合の設備資金及び運転資金

(2) 従業員が、自社の就業規則等で規定する育児休業、介護休暇、短時間勤務を利用することに伴い、必要となる運転資金

(3) 従業員に対して、ワーク・ライフ・バランスの周知・理解を促進するためのパンフレット作成費、研修費用

5 環境・省エネ

要綱第9第1項第1号イに規定する「別に定める環境負荷低減設備」とは、次のとおりとし、主に別表2に掲げる設備をいう。

(1) 省エネルギー又は新エネルギーを促進するための設備

(2) 廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備

(3) 廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備

(4) 環境負荷低減型設備（エコ商品）を製造する設備

6 企業立地

要綱第9第1項第1号ウ(ア)及び同第2項第1号ケについては、次のとおりとする。

(1) 要綱第9第1項第1号ウ(ア)に規定する「工場適地等」とは、以下のいずれかに該当すること。

ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条に規定する工場立地調査簿に登載されている工場適地

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域

ウ 県企業庁又は県内市町村（一部事業組合、公営企業、地方公社等を含む。）が造成した工業用地

エ 工場跡地

オ その他、知事が工場適地等として証明したもの

(2) 要綱第9第1項第1号ウ(ア)に規定する「工場等」とは製造業、物流業（道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業に限る。）、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業に係る施設であって以下のいずれかに該当すること。

- ア 工場（製品の製造又は加工の用に供する施設）
- イ 前号に規定する工場の管理と密接な関連を有する施設
- ウ 製品の製造又は加工と関連を有する研究施設
- エ 倉庫、集配施設等物流業と関連を有する施設

(3) 要綱第9第2項第1号ケに規定する「工場等の立地に必要な設備資金」とは、以下のいずれかに該当する資金であること。

- ア 工場等用地の取得及び造成に要する資金。
ただし、工場等用地の取得又は造成後原則1年以内に工場等の建設又は増築に着手すること。
- イ 工場等の購入、建設又は増築に要する資金
- ウ 工場等の立地に伴う機械設備の設置に要する資金

7 商店街・観光

要綱第9第2項第1号サ及び同第1項第1号エ(イ)については、次のとおりとする。

(1) 要綱第9第2項第1号サに規定する「別に定める商店街等の魅力アップに必要な設備資金及び運転資金」とは、次に定めるものとする。

ア 設備資金

- (ア) 高齢者や障害者等人にやさしい、魅力ある商店街づくりのため必要なアーチ、アーケード、共同駐車場、共同トイレ及び休憩所等環境施設の新設費、増改築費、改装費
- (イ) 魅力ある個店及び共同店舗づくりのため必要な店舗及び倉庫の新設費、増改築費、改装費
- (ウ) 事務合理化、販売促進のため必要な業務用事務機器購入費
- (エ) 商店街の空き店舗に入居する際に必要な改装費、什器備品費
- (オ) テナント保証金等

イ 運転資金

- (ア) 商店街又は個店の魅力アップのため必要なイベント、展示会等に必要な資金
- (イ) 魅力ある個店づくりのため事業拡大、事業転換する場合に必要な資金
- (ウ) 前号ア(ア)から(オ)に付随する運転資金

(2) 要綱第9第1項第1号エ(イ)に規定する「別に定める観光客受入施設」とは、次のいずれかに該当するものであること。

- ア ホテル、旅館、民宿等観光客等の宿泊施設
- イ 観光客レクリエーション施設
- ウ 観光みやげ品販売所
- エ その他、観光客の受入に資する施設

(3) 要綱第9第1項第1号エ(イ)に規定する「整備拡充」とは、新設の他、増改築、改修も含めるものとする。

8 防災・危機管理

要綱第9第2項第1号スに規定する「別に定める総合防災対策に必要な設備資金及び運転資金」とは、次のとおりとする。

(1) 設備資金

- ア 耐震のため、事業所等の固定、補強及び改修工事
- イ 耐震装置を有する機械の購入費
- ウ 耐震のため、商品等を固定する設備の設置費
- エ 事業所等の浸水を防ぐために行う敷地、事業所等のかさ上げ及び設備の設置に必要な資金

オ 「事業継続計画（BCP）」の実施に必要な設備の導入、改善費

(2) 運転資金

ア 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和41年法律149号）」に定める供給設備（バルク容器及びバルク貯槽に係るものを除く）に設置するガス放出防止器（ガス放出防止機構を内蔵したバルブ、高圧ホース等を含む）の購入資金

イ 「事業継続計画（BCP）」の策定のために必要な専門家への謝金、専門機関への委託経費、講習会への参加費等

(3) 「事業継続計画（BCP）」は、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」又は愛知県の「あいちBCPモデル」により策定するものとする。

9 認定手続

(1)ア 要綱第14第1項に規定する「別に定める計画書」及び要綱第17第1項第5号に規定する「別に定める先端技術設備導入促進計画書」とは、様式第8のとおりとし、地域産業課に提出すること。

イ 前アに関する認定の有効期間は認定の日から1年とする。

(2) 要綱第14第2項及び要綱第17第1項第7号に規定する「別に定める計画書」とは、様式第12のとおりとし、産業立地通商課に提出すること。

(3) 要綱第9第1項第1号エ(ア)に規定する「別に定める商店街等魅力アップ計画書」及び要綱第14第3項に規定する「別に定める計画書」とは、様式第13のとおりとし、会社、個人にあっては当該事務所の属する地域の商工会議所又は商工会に、協同組合にあっては愛知県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に、商店街振興組合にあっては愛知県商店街振興組合連合会（以下「愛商連」という。）に提出すること。

(4) 要綱第9第1項第1号エ(イ)及びエ(ウ)に規定する「別に定める観光振興事業計画書」及び要綱第14第4項に定める「別に定める計画書」とは、様式第14のとおりとし、社団法人愛知県観光協会（以下「観光協会」という。）に提出すること。

10 要綱第17第1項第5号に規定する「別に定める計画書」とは、要綱第9第1項第1号ア(ア)に該当する場合は様式第6、同号ア(ウ)に該当する場合は様式第7、同号ア(エ)に該当する場合は様式第9、同号ア(キ) aに該当する場合は様式第10、同第6号に該当する場合は様式第11、同第9号に該当する場合は、様式第15のとおりとする。

11 審査等

(1) 地域産業課長は、前第9項第1号の計画書の審査等を行い、計画を認定したときは申込者に通知するとともに、計画書の写し1通を中小企業金融課長に送付すること。

(2) 産業立地通商課長は、前第9項第2号の計画書の審査等を行い、内容を証明したときは申込者に通知するとともに、計画書の写し1通を中小企業金融課長に送付すること。

(3) 商工会議所、商工会、中央会及び愛商連は、前第9項第3号の計画書の内容を審査し、要綱に合致しているものと確認した時は申込者に通知するとともに、計画書の写し2通を商業流通課長に送付することとし、商業流通課長は計画書の写し1通を中小企業金融課長に送付すること。

(4) 観光協会は、前第9項第4号の計画書の内容を審査し、要綱に合致しているものと確認した時は申込者に通知するとともに、計画書の写し2通を観光コンベンション課長に送付することとし、観光コンベンション課長は計画書の写し1通を中小企業金融課長に送付すること。

12 報告

取扱金融機関は、パワーアップ資金において、以下の各号に該当する融資を行った場合、様式第19により、中小企業金融課へ報告を行うこと。

- (1) 企業力強化（貿易振興）の融資を行った場合（ただし、保証付き融資は除く）。
なお、計画書（様式第6）を添付すること。
- (2) 企業力強化（経営革新計画等）の融資を行った場合（ただし、保証付き融資は除く）。
- (3) 企業力強化（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）の融資を行った場合。
なお、計画書（様式第7）を添付すること。
- (4) 企業力強化（事業転換）の融資を行った場合。
なお、計画書（様式第9）を添付すること。
- (5) 企業力強化（改善計画）の融資を行った場合（ただし、保証付き融資は除く）。
- (6) 企業力強化（有望ビジネス評価）の融資を行った場合（ただし、保証付き融資は除く）。
- (7) 企業力強化（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）の融資を行った場合（ただし、保証付き融資は除く）。
- (8) 環境・省エネの融資を行った場合。
なお、計画書（様式第11）を添付すること。
- (9) 企業立地の融資を行った場合（ただし、保証付き融資は除く）。
- (10) 商店街・観光の融資を行った場合（ただし、保証付き融資は除く）。
- (11) 防災・危機管理の融資を行った場合（ただし、保証付き融資は除く）。
なお、計画書（様式第15）を添付すること。

（創業等支援資金）

第3 要綱第10第1項第1号ア及びウに規定する「事業を営んでいない個人」とは、融資申込日に事業を営んでいないものをいい、法人の代表者である者を除く。

2 要綱第10第1項第1号ウ及びエに規定する「事業を開始した日」とは、会社の場合会社を設立した日をいい、個人の場合売上げが発生した日をいう。

3 要綱第10第2項第2号に規定する「自己資金」とは、次の(1)に掲げるものの合計額から、(2)に掲げるものの合計額を控除した金額をいう。

(1) 創業資金

次に掲げるもののうち、当該創業予定の事業に充てるために用意したものに限る。（客観的書類により証明できない場合、また、預金等において形成過程に疑義がある場合は、創業資金に含めない。ただし、相続、近親者からの贈与の場合で、創業事業計画の具体的妥当性を勘案し、妥当であると認められる場合に限り、創業資金に含めることができる。また、個人が会社を設立の場合は、その個人による資本金又は出資金を創業資金に含めることができる。）

ア 普通預金、定期預金等残高の証明ができるもの

イ 客観的に評価が可能な有価証券であり、一定の評価率（協会所定）を乗じたもの

ウ 敷金及び入居保証金

エ 申込前に導入した当該事業用設備（不動産及び未払いのものを除く。）

オ その他客観的に評価が可能な資産（不動産及び未払いのものを除く。）

(2) 借入金等

ア 残存返済期間が2年以上ある住宅ローン及び設備資金等の長期借入金の年間返済予定額（元利金合計）の2年分

イ その他の借入金全額

4 要綱第17第1項第10号に規定する「別に定める創業資金等が確認できる書類」とは、次に掲げるものとする。ただし、要綱第10第1項第1号ウ及びエに該当する場合は、状況に応じて(1)から(5)の書類

の添付を省略することができる。

- (1) 創業資金を証する書面
- (2) 借入金にあっては次のもの
 - ア 借入金の残高が分かるもの
 - イ 返済金額の分かるもの
 - ウ 借入の始期及び終期の分かるもの
- (3) 住民票、免許証など現住所を明示するものの写し
- (4) 3年度分の所得証明書又は3年度分の課税証明書
- (5) 不動産を所有しているときは、不動産登記簿謄本又は固定資産税評価証明書
- (6) 会社が申込人のときは、商業登記簿謄本及び定款の写し
- (7) 個人が申込人のときは、開業届出書の写し等の開業年月日が確認できる資料

5 要綱第17第1項第10号に規定する「別に定める創業計画書」とは、様式第16のとおりとする。ただし、要綱第10第1項第1号ウ及びエに該当する場合は、状況に応じて添付を省略することができる。

(中小企業再生支援資金)

第4 要綱第14第5項及び第17第1項第11号に規定する「別に定める証明申請書」とは様式第17のとおりとする。

(あいちガンバロー資金)

第5 要綱第17第1項第12号に規定する「別に定める第12第1項第1号に該当することを証明する書類」とは、様式第18のとおりとし、当該書類の下欄に次のように記載して証明を行うこと。

「平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

なお、本証明が融資の実行を保証するものではありません。

証明者（取扱金融機関名及び店長の氏名） ㊟」

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

なお、平成12年4月1日付け12中金第92号の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱運用要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成13年9月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年6月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年5月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年10月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 13 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 7 日から実施し、平成 17 年 8 月 16 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 16 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 17 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 31 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 17 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 26 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日保証受付分から適用する。

別表 1 (先端技術設備)

区分	設備名
次世代自動車関連	各種電池試作・評価装置(燃料電池、リチウム電池、その他バッテリー)、モーター評価装置(永久磁石同期モーターなど)、材料・部品強度評価装置、精密測定設備(ナノ粗さ測定装置、三次元測定装置、真円度測定装置など)、3次元CADシステム、ナノ粒子製造装置、バイオ燃料評価装置、バイオプラスチック加工製造装置、木質プラスチック加工製造装置、CFRP等製造加工装置、軸力測定装置、アルミニウム合金鋳造装置、軽金属熱処理装置、マグネシウム合金鋳造装置、特殊鋼製造加工装置、金属材料試験装置、粉体製造装置、粉体分級装置、ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料等の製造加工装置、燃焼試験機、耐候試験機、物性試験機、染色加工機、紡糸機
航空宇宙関連	ファインセラミックス製造加工装置、アルミニウム合金製造装置、CFRP製造加工装置、ハニカム材製造加工装置、特殊鋼製造加工装置、部材接合・評価装置、5軸加工機、精密測定設備(ナノ粗さ測定装置、三次元測定装置、真円度測定装置など)、3次元CADシステム、空洞実験装置、ITS技術(飛行システム技術など)、航空機内装材製造加工装置、精密形状測定装置、大気圧プラズマ関連新素材製造評価装置、金属材料試験装置、ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料等の製造加工装置、燃焼試験機、耐候試験機、物性試験機、染色加工機、紡糸機
高度先端医療・再生医療関連	ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料、生体適合性材料、特殊鋼等の製造加工装置、タンパク質精製装置
健康サービスシステム関連	培養装置
食品検査システム関連	DNA解析装置、DNAチップ製造装置、アレルギー測定装置、核磁気共鳴吸収装置、ガスクロマト関連装置(ガスクロマトグラフ、ガスクロマト質量分析計)、液体クロマト関連装置(液体クロマトグラフ、液体クロマト質量分析計)、超臨界流体クロマト装置、異物検査システム、味覚センサー、においセンサー、微生物迅速検査関連装置
機能性食品関連	タンパク質精製装置、マイクロアレイ分析装置、抗体チップ製造装置、発酵装置、高性能食品包装機器、高性能食品加工機器、空気無菌化装置(クリーンルーム、クリーンベンチ等)
ナノテクノロジー関連	粉体製造装置、粉体分級装置、紡糸機、表面処理・薄膜形成装置、微粒子加工機
その他	上記のほか、知事が先端技術設備として認めるもの

別表2 パワーアップ資金（環境・省エネ）の対象となる設備（主なもの）

項目	概要	対象となる設備
省エネルギーを促進するための設備	<p>エネルギーの使用を削減する設備。 なお、エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど） ②上記燃料を熱源とした熱 ③上記燃料を起源とする電気</p>	<p>○燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど）の使用を削減する設備</p> <p>○上記燃料を熱源とした熱の使用を削減する設備</p> <p>○上記燃料を起源とする電気の使用を削減する設備</p>
新エネルギーを促進するための設備	<p>新エネルギーを利用する設備。 なお、新エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差エネルギー利用、水力発電など ②革新的なエネルギー高度利用技術（天然ガスコージェネレーション、燃料電池）</p>	<p>○新エネルギー（太陽熱利用、バイオマス熱利用など）を熱源とした熱を利用する設備</p> <p>○新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）を起源として発電する設備</p> <p>○革新的なエネルギー高度利用技術を利用する設備</p>
廃棄物、排水、副産物及び容器包装等（「廃棄物等」）のリサイクルを促進するための設備	<p>廃棄物等のリサイクル（再生利用、材料・製品の再資源化、燃料化）に資する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①廃棄物等を回収、保管する設備 ②リサイクルのための処理を行う設備 ③その他、廃棄物等のリサイクルに資する設備</p>	<p>○廃石膏リサイクル設備</p> <p>○ごみ固形化設備（RPF、木質ペレット製造設備）</p> <p>○生ごみ堆肥化設備</p> <p>○建設汚泥リサイクル設備</p> <p>○廃プラスチック洗浄設備</p>

項目	概要	対象となる設備
<p>廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備</p>	<p>廃棄物又は排水を削減する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①製品を製造する工程で生じた廃棄物又は廃水を自社内で減量化・減容化するための設備 ②他の企業から処理を請け負った廃棄物を再利用するなどして減量化・減容化するための設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○廃プラスチック減容化設備 ○生ごみからのガス発電設備 ○排水再利用整備 ○油水分離設備 ○工場廃液処理設備
<p>環境負荷低減型設備（エコ商品）を製造するための設備</p>	<p>エコ商品を製造するための設備をいう。</p> <p>※エコ商品（自然を破壊しない環境保護を目的とした商品・環境に悪影響を及ぼさない素材を使用した商品・リサイクルしやすい商品、廃棄しても環境汚染しない商品・ライフサイクルで省エネ・省資源が達成されている商品）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律）に対応した製品を製造する設備 ○エコポイント制度の基準を満たすテレビ、エアコン等を製造する設備 ○あいちリサイクル資材評価制度に基づき公共事業で率先利用することが認定された製品（あいくる制度適合製品）を製造する設備